

四日市市告示第 1 5 8 号

四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱（平成 1 5 年四日市市告示第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                     | 改正前                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 附則<br>1 （略）<br>（有効期限）<br>2 この要綱は、 <u>令和 1 0 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。 | 附則<br>1 （略）<br>（有効期限）<br>2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。 |

第 2 号様式を次のように改める。

所在地  
名 称  
代表者

市民自主運行バス事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度 市民自主運行バス事業補助金については、四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の対象となる事業
- 3 補助金の交付の条件

第4号様式を次のように改める。

(第4号様式)

第 号

所在地  
名 称  
代表者

市民自主運行バス事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度市民自主運行バス事業の計画変更を承認したので、四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付決定を下記のとおり変更し、通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容
- 3 補助金の交付の条件
  - (1) 四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
  - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業終了後5年間保存しておかなければならない。
  - (3) この補助金の交付については、後日市が監査を行うことがある。

第 8 号様式を次のように改める。

所在地  
名 称  
代表者

市民自主運行バス事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度 市民自主運行バス事業補助金について、四日市市市民自主運行バス事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金の確定額 金 円

## 附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、告示の日から施行する。

(都市整備部都市計画課)